

市報



いしおか

発行：石岡市役所 編集：企画室広報係
発行者：市長鬼沢賢造 印刷：飯島印刷所

市の人口（10月1日現在）

前月比
世帯数 11,739 世帯 30世帯増
人口男 21,630 人 43人増
女 22,567 人 31人増
計 44,197 人 74人増

住みよい郷土

10万都市を目指した
計画進む!!

住宅地づくり計画表
— 4 団 地 —

団地名	場 所	事業主体	面 積	予定戸数 （人口）	完成予定
彦市山団地	大字 東大橋 字彦市山（六軒）	区画整理組合	（ha） 19	500戸 （1,300人）	完 成
八軒岡団地	大字 東大橋 （六軒岡）	“	33	500戸 （1,500人）	昭和53年
ぼらき台団地	大字石岡字茨木	県住宅供給公社 区画整理組合	15	500戸 （1,500人）	昭和52年
南台団地	東田中・大谷津	日本住宅公団	77	2,300戸 （9,300人）	昭和57年

写真は完成した
彦市山住宅団地

— 247 —

10

1975

石岡市民憲章

1. しごとに誇りをもち、栄えるまちをつくります。
1. きまりを守り、住みよいまちをつくります。
1. からだをきたえ、明るいまちをつくります。
1. 教養をたかめ、文化のまちをつくります。
1. たがいに助けあい、楽しいまちをつくります。

市議会第三回定例会

休日緊急診療所設置及び
管理に関する条例案など

十一議案を審議

- ◇ 昭和五十年第三回定例会は、さる九月二十三日から十月一日までの九日間の会期で開かれました。
- ◇ この議会では、休日緊急診療所設置及び管理に関する条例案や住居表示に関する条例案と、昭和五十年度一般会計補正予算(第三号)などの議案を審議し、各議案とも原案どおり可決されました。
- ◇ 可決された議案の主な内容は次のとおりです。

住居表示に関する条例

石岡の市街地内の町は、飛び地があったり、互いに入りこんでいるうえに番地が順序正しくつけられていないため、不便・不利益が生じ、日常生活や行政事務に大きな支障を来しているため、住居表示に関する法律に基づき、本市にマッチした合理的な住居表示を実施し、市民生活の向上と公共の福祉を図ることを目的として、この条例を制定するものです。

住居表示審議会条例

住居表示を、本市にマッチしたものとするため、町区割りや、町の名称をきめるほか住居表示の実施について必要な事項を市長の諮問に応じて調査審議し、市長へ答申する機関としての審議会を設置

するための条例の制定です。

なお、これら住居表示に関する詳しい記事は、「市長との対話室」欄に掲載しましたので、ご覧ください。

議会の議員その他非常勤の
職員の公務災害補償等に関する
条例を廃止する条例

昭和五十年七月一日をもって、茨城県市町村総合事務組合が発足し、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償事務については、同組合の条例適用を受けることになったため廃止するものです。

市税条例の一部を
改正する条例

各税目の納期日は、従来一日から月末日までと規定してありますが、納税通知書の配付日の現状や

前納報償金の支払い計算をする際など、実状にあわなないので、この部分を改正するものです。

○改正内容

個人の市民税・固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納期日を、その月の二十日より月末日までとしました。

非常勤消防団員に係る
退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正消防団員等公務災害補償等共済
基金法施行令の一部が改正になり
ましたので、これに伴い本市にお
いても非常勤消防団員に係る、退
職報償金の支給額を引上げ、退職
団員の処遇改善をすることになり
ました。

(一) 内は改正前の退職報償金支給額。

退職報償金支給額表

階級	勤務年数	数				
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長		50,000円 (40,000)	80,000円 (55,000)	120,000円 (70,000)	160,000円 (80,000)	200,000円 (100,000)
副団長		45,000 (35,000)	70,000 (50,000)	100,000 (65,000)	140,000 (75,000)	180,000 (95,000)
分団長及び 副分団長		40,000 (30,000)	60,000 (45,000)	90,000 (60,000)	120,000 (70,000)	160,000 (90,000)
部長及び 班長		35,000 (25,000)	55,000 (40,000)	80,000 (55,000)	110,000 (65,000)	150,000 (85,000)
団員		30,000 (20,000)	50,000 (35,000)	75,000 (50,000)	100,000 (60,000)	140,000 (80,000)

消防賞じゅつ金条例
を廃止する条例

昭和五十年七月一日をもって、茨城県市町村総合事務組合が発足したため、消防賞じゅつ金事務については、同組合の条例適用を受けることになったために廃止するものです。

休日緊急診療所の設置
及び管理に関する条例

現在、地域医療の一環として日曜日、祝祭日などの休日における緊急診療を医師の在宅輪番制によって実施しておりますが、この条例によって、近い将来、市が新た

に休日緊急診療所を設けることになりました。内科・小児科の緊急診療業務を集中化することによって、運営の円滑化、効率化をはかると同時に、緊急時の受診が容易にできるようにすることを目的として、制定するものです。

休日緊急診療所の名称・場所・診療科目・診療時間は、次のとおり条例によって決められましたが診療所の開設には、いろいろな準備が必要です。開設日が決まりましたら、あらためてお知らせします。

(一) 診療所の名称、位置

名称 石岡市休日緊急診療所
位置 石岡市大字石岡(音丸町)七六三番地

(二) 診療科目

内科(小児科を含む)

(三) 診療日

(イ) 日曜日及び国民の祝日
(ロ) 八月十四日と十五日
(ハ) 年末年始(十二月二十九日から同月三十一日まで及び一月一日から同月三日まで)

(四) 診療時間

原則として、午前九時から午後四時までとします。

ただし、市長が必要と認めるときは、管理者と協議して変更することができま

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正

議会の議長・副議長及び議員の

職務遂行に必要な費用を弁償するため、議長・副議長及び議員が招集に応じて、定例会・臨時会又は常任委員会若しくは特別委員会に出席したときは、費用弁償として一日につき千五百円を支給するという項目を加えました。

都市公園条例の 一部を改正

都市公園法に基づく、土池公園が同法に規定する敷地面積に対し施設面積が基準を越えているため同法の適用が受けられなくなったため、都市公園条例から土池公園

昭和五十年 一般会計補正予算 (第三号)

今回、追加された一般会計の補正予算額は、一億二千七百七十一千円で、これによって、昭和五十年一般会計の歳入歳出予算総額は、四十二億二千八百七十七万二千円となりました。

この補正の内容は、歳入で交通安全対策特別交付金六十七万一千円、農林業費分担金百八十九万九千円、国庫支出金教育費国庫補助など

百六十一万五千円、県支出金(農林業費国庫補助や国勢調査委託金など)四百六十四万五千円、寄附金二百万円、繰越金七十七万三千五百円、市債(都市計画債)三千二百六十万円などで、歳出では議会費に百三十三万三千円、総務費(財産管理及び恩給組合条例給付費用負担金など)に一千九百二十五万四千円、民生費(産休代替保母賃金などに)に三十五万八千円、衛生費(診療所費)に七百八十一万五千円、清掃総務費に一千九百二十四万五千円、廃棄処理費に百四十一万九千円などに二千九百三十六万九千

円、農林業費(農業振興費など)に四百三十二万五千円、商工費に十八万九千円、土木費(道路新設改良費及び道路維持費)に八百六十五万三千円、公共下水道費に四千二百二十万円など、消防費で消防施設費として出張所の建設工事費などに一千五百六十一万九千円、教育費で南小学校造成工事費に二百五十万円及び公民館建設費補助金に百五十万円など学校教育、社会教育の振興のために八百八十四万四千円を計上しました。

●石岡地方 斎場組合議会議員

議員 羽成邦輔氏

金井一夫氏

修木幸三氏

前島雅光氏

固定資産評価審査会 の委員を任命

小松崎文次郎氏(六十一才)

宮部八九

小坂部延四郎氏(六十三才)

石川九二三

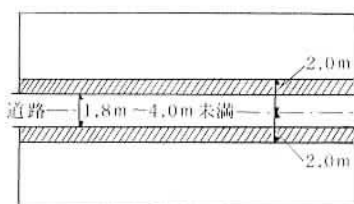
路)と呼んでいます。

この道路後退線は、道路の中心から二メートルまで道路敷とみなされ、道路以外には使用できません。(図B参照)

たど個人所有地であっても、この道路敷地内に建築物に付属するブロックベいや門などを設置することはできないことになっています。特に、家は数年前に建て、現在ブロックベいや門を設置したいという方に、このまちがいがよくありますので注意してください。

これを道路の後退線(みなし道路)と呼んでいます。

(図B)



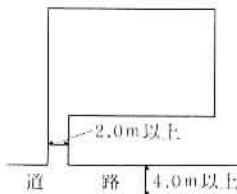
○1.8m以上4.0m未満の道路の場合は、後退線(斜線)まで道路敷とみなされます。
※図中の斜線は仮の道路ですので建築物(門・べい等を含む)が建築できません。

知っておきたい 敷地と道路 の関係

★敷地の接道義務

都市計画区域内の土地(石岡市全域)に家を建てる場合は、敷地の一部が建築基準法で定められた道路に二メートル以上の巾を持つ取り付け道がなければなりません。(図A参照)これを敷地の接道義務といいます。

●建築基準法でいう 道路とは



○建築物の敷地は、4.0m以上の道路に2.0m以上取り付け道がなければ建築できません。

この制限は、建築物の利用上および安全上、道路が不可欠の要件であり、そのために設けられたものです。日常、生活する生活道路以外の道路、たとえば高速自動車道などに接していても、この制限を守ったことにはなりませんのでご注意ください。

(図A)

★道路の 後退線(みなし道路)

以上の(1)～(4)までのほか、建

- (1) 道路法、都市計画法等に定める道路。
- (2) 道路法、都市計画法等による新設、または変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が決定しているもので特定行政庁(建築主事を置く県または市)が指定したもの。
- (3) 建築基準法(石岡の場合は昭和二十五年五月二十四日)が適用されるに至った際、現に存在する道路。
- (4) 特定行政庁から私道の指定を受けたもの。

これらのことについて、くわしくは、市役所建設部 管理課建築係へお問い合わせください。
電話(三三)一一一一番
内線二九四番・二九五番

新しい 農業委員 決まる!

(敬称略)

会長に 高野 薫氏を選任

任期満了にともなう農業委員会委員の改選が先頃行なわれました。今回の選挙は、立候補者数が選挙による定数をこえなかったため無投票となり、選挙による委員(二十人)と、市内各農協から推せんされた委員(四人)及び議会から推せんされた委員(五人)が次の

ように決定しました。
改選後初の農業委員会は、去る七月二十五日に開かれ、会長に高野 薫氏を選んだほか会長代理、県農業会議員などを決めました。



会長代理
植田 義之輔
(六十五才)
高浜 六一七
(選挙)



高野 薫
(五十四才)
三村 城構内
(一、七五二)
(選挙)



川島 昭
(四十六才)
井関 伸郷
(一、四八四)
(選挙)



新田 六之助
(五十六才)
基石 沢
(一〇、八六四)
(選挙)



植田 義之輔
(六十五才)
高浜 六一七
(選挙)



飯田 博
(五十六才)
石川 仲丸
(六七八)
(選挙)



鈴木 行雄
(三十三才)
東大橋 七三六
(選挙)



田口 兵衛
(五十七才)
井関 二七七
(選挙)



小松 崎 裕
(四十六才)
出シ山
(一三、五三八)
(選挙)



山本 久夫
(五十三才)
貝地 町
(一、五八三)
(選挙)



桂木 至誠
(三十九才)
三村 御前山
(五、〇七一)
(選挙)



山口 平
(六十二才)
三村 御前山
(四、九〇〇)
(選挙)



会長代理
鈴木 通泰
(五十二才)
井関 二五四
(選挙)



広瀬 溜
(六十一才)
栄 松
(一四、一〇〇)
(選挙)



原田 脩
(四十七才)
石川 台石川
(二、五四六)
(選挙)



山口 清太郎
(五十五才)
鹿ノ子
(九、六二六)
(選挙)



川島 源右衛門
(六十二才)
中津川 五五八
(選挙)



岡野 忠
(五十四才)
大 砂
(一〇、五二四)
(石岡農協推せん)



原田 積
(五十一才)
三村 新生
(一、七八三)
(三村農協推せん)



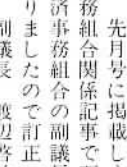
鈴木 富夫
(四十九才)
東田 中四七七
(高浜農協推せん)



石上 忠一
(五十五才)
根 当
(一、九七九)
(選挙)



鈴木 已起男
(五十八才)
宮下 五五五
(選挙)



先月号に掲載しました、各種事務組合関係記事で石岡地方農業共済事務組合の副議長名が違っておりますので訂正いたします。
副議長 渡辺啓治(八郷町)



小松 崎 正
(七十二才)
井関 八木
(一四七八)
(議会推せん)



小松 利雄
(四十九才)
富田 町
(一九三〇)
(議会推せん)



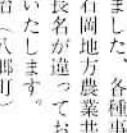
平塚 豊
(三十三才)
三村 吹上
(五四〇五)
(議会推せん)



岩田 早苗
(六十三才)
三 村
(一九〇四の一)
(議会推せん)



菊地 善衛
(二十八才)
東田 中六七〇
(議会推せん)



(県農業会議員)
内藤 清市
(六十才)
大谷 津
(四、二二六)
(選挙)

市村 正信
(六十三才)
染谷 二、二六二
(選挙)

お答え します

問 新しい住居表示が計画されていると聞きましたが、どのような方法で実施されるのでしょうか。

答 現在、私たちが日常使っている番地は、今からおおよそ百年程前(明治の始め)に土地を持っていた人から税金を納めてもらう目的で土地に符号(現在使っている地番)をつけたもので、その後、不動産登記制度の実施で土地の表示に用いられ、明治三十一年には、戸籍法の改正によって本籍の表示として地番という呼びかたで用いられるようになり、これが、現在でも住居の表示として使われているのです。

新しい 住居表示の必要性

私たちは、住居を「石岡市大字○○○番地」又は「石岡市○○町○○番地」という町名番地によって表わしてきましたが、このような町名番地による住所の表わしかたでは、番地が順序正しくつけられていないために、尋ね先を捜すのに苦労したり、郵便物の運配や誤配を招いたり、荷物の集配に無駄な経費がかかるなど、私たちの日常生活や産業活動に大きな支

障を来たしています。

住居表示は、私たちの日常生活と深い結びつきがあり、誰にも必要で大切なものです。そのうえ、しばしば変えるようなことがあつては、その都度非常な混乱が生じ大変迷惑しますので、石岡市の将来の発展を充分に考え合せて計画し、実行しなければなりません。

石岡市住居表示 審議会を設置

住居表示の計画実施にあたっては、各界の意見を広くとり入れて

市長との 対話室

慎重に実施する必要があります。

このため市長の諮問機関(相談役)として、石岡市住居表示審議会を設置します。委員には実施地区の代表・関係行政機関・団体の代表及び学識経験者など市民各層より委員を選任することになっていま

●住居の表わし方

住居表示の表わし方には「街区方式」と「道路方式」とがあります。

(1) 街区方式とは

町の区域を公道・鉄道・河川など永く変らない施設ではつきり区切り、順序よく街区符号と住居番号をつけ、この符号と番号で住居を表わす方法です。

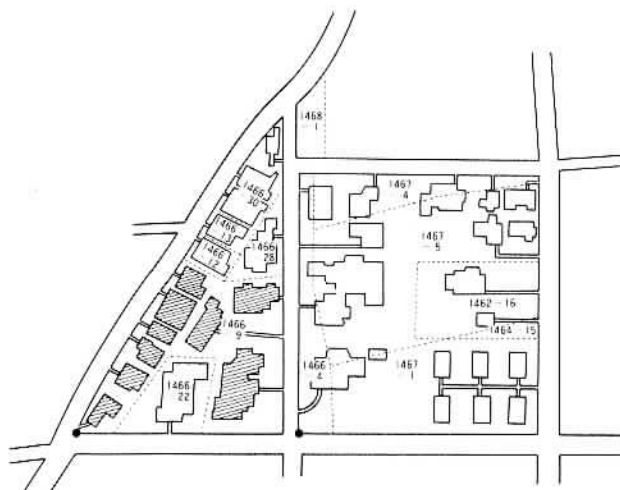
(2) 道路方式とは
住居を道路の名称と住居番号で表示する方式で、これによる

と、たとえば茨城県石岡市○○通り○○号という表示になります。

この方式によるときは、区域内のすべての道路に名称をつけ、道路の両側線にそって一定の順序により住居番号をつけることになります。

住居表示の表わし方には、以上のように二つの方式があります。このどちらを採用するかは、その地域の特徴がありますので、実状に合った方式を選ばなければなりません。

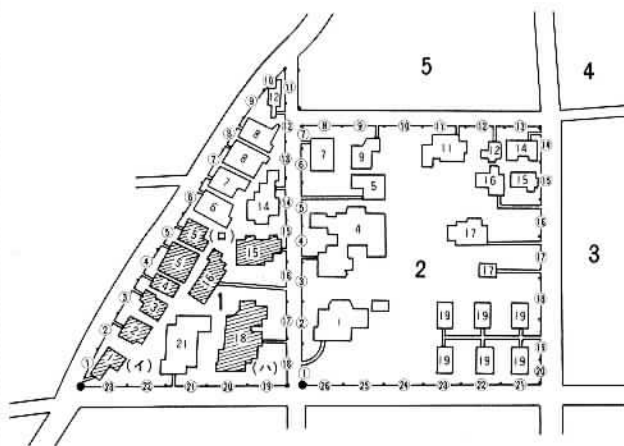
〈現在の住居表示〉



の家の住居表示は、すべて(9軒)同一地番
たとえば

石岡市大字石岡1466-9

例えば 〈新しい住居表示〉



- (イ) 石岡市○○町(○丁目)1番1号
- (ロ) 石岡市○○町(○丁目)1番5号
- (ハ) 石岡市○○町(○丁目)1番18号

無料調停相談

のお知らせ

市民のみなさんに対し、石岡調停協会では、裁判所調停委員による交通事故、土地建物、公害、夫婦関係などの調停について、無料で相談を行いますので遠慮なくお出かけください。

○場 所 石岡市民会館

○日 時 11月11日(火)

午前10時～午後3時

なお、無料調停相談についてのくわしいことは、

石岡調停協会（石岡簡易裁判所内）

電話(2)2374番へお問い合わせください。

投票区名	区	指定投票所
第三投票区	国分町・星の宮	石岡市児童館
第七投票区	仲之内町・金丸町・宇横町・富田町 大小路町・泉町（一部）六部	茨城高等理容美容学校
第十投票区	山王台（二・三部） 泉町（七部）十一部	石岡アルコール工場
第十一投票区	出じ山・行里川・東ノ辻・水久保 東町・茶屋場・大和町	逢鹿産業（株）
第十三投票区	北の谷・正上内・荒金・木間塚	ベンテルケミカル（株）

投票区の一部が

次の選挙から

変更になります

第二十三投票区を新設

今月号から、毎月この欄に休日緊急診療当番医日割り表を掲載いたしますのでご利用ください。

10月・11月の

＝休日緊急診療＝

※診療時間 午前9時～午後4時

市民のみなさんへ

お願い

この休日緊急診療は、緊急止む

十月分

[illegible]

を得ない患者の方の診療を、市内の診療所（病院）で取り扱っているため、不急・一般診療及び継続診療を受けている方は、診療を受けられまのでご注意ください。

十一月分

月 日 (曜)	十一 月 二 日 (日)	十一 月 三 日 (月) 文 化 の 日	十一 月 九 日 (日)	十一 月 十六 日 (日)	十一 月 二十 三日 (日)	十一 月 二十四 日 (月) 繰 越 休 日	十一 月 三十 日 (日)
診療科目	産婦人科 小児科	産婦人科 小児科	産婦人科 小児科	産婦人科 小児科	産婦人科 小児科	産婦人科 小児科	産婦人科 小児科
診療所(病院)	府川飯根 中並田崎	府川松出 島本整形 外科	拾構親府 山渾見中	同芹川佐 久間 愛汲 医医医	関金松山 丸集王 医医台 医病病	齊吉松田 藤田葉中	國國親青 分崎見本
住 所	国土金富 分橋久田 町町町	高泉青青 木木 浜町町	小元金国 真地九分 川町町	泉富士香 田橋久 町町町	高金青小 丸木川 浜町町	仲金青鹿 之丸木の 内町町	中大金金 小路町町
電 話	(2)(2)(2)(3) 二四六 一四六 一八一	(2)(2)(3)(3) 二八五 一〇七 一七五 二四七	(3)(2)(2)(2) 三八五 一四六 二四六	(2)(2)(2)(2) 三〇四 一五五 一五五	(2)(2)(3)(2) 二二五 一五七 一五〇	(2)(2)(3)(3) 二四四 一五七 一五七	(2)(2)(2)(2) 二二五 一五五 一五五

母子家庭に 介護人が派遣されます

母親が病気になったとき 無料で乳幼児の世話を：

十月一日から、母子家庭介護人派遣事業がはじまりました。この制度は、母子家庭の母親が一時的な病気のため、日常生活に支障のある家庭に介護人を派遣して、無料で乳幼児の日常生活の世話をしようとするものです。

◎介護人の派遣を うけることのできる家庭は

母子家庭のうち乳幼児のいる家庭（義務教育終了後の子どもや母以外の成人者のいる家庭は除かれます）で、その母親が病気のとき、日常生活に支障があり、他から介護をうけることの困難な家庭です。
※ 所得は、年間大体二百万円以下（家族数三人の場合の所得額）の家庭です。

◎介護人を希望する家庭は

まえて登録を

介護人の派遣を希望する母子家庭は、あらかじめ登録をしておかなければなりません。

登録申請書は、福祉事務所にありますので、印かんを持参のうえ申し込みをしてください。

登録がしてあれば、万一、母親が病気になったときは、要請があればすぐに介護人が派遣されることになっています。

《介護人が必要なときは》

石岡市母子福祉会
事務所 みつば会々長宅
市内守横町一六三〇
大場とき方

TEL (二) 四三二六番

介護人になる人を 求めています

母子家庭に理解をもち、乳幼児の養育に経験を持っている方で、介護人を希望する人を求めています。

介護人は、登録制になっており、ますので、希望される方は石岡市母子福祉会に申し出てください。

介護人に登録されますと、近くの母子家庭から派遣要請があったとき、母子福祉会から連絡があり、ますので、連絡をうけたときは、母子家庭にいつて介護にあたってもらいます。

○介護人の手当は

一日二千三百二十円

※くわしいことは

石岡市福祉事務所社会係

電話 (三) 一一一 一番

内線二五二番・二五三番

へお問い合わせください。

税の豆知識

あなたは、商売や勤めが忙しくて、つい、税金の納期を忘れ、納めるのに大変苦労した経験はありませんか。

このような悩みや苦労を解消してくれる一つの方法として納税組合の制度があります。

納税組合は、十世帯以上の納税者の方がまとまれば組合を設

納税組合には 奨励金・補助金等を支給

納税組合をとおして納税し、ますと、組合には奨励金、補助金等を支給するなど、いろいろな点で納税者の方々に対して便宜を計ることが出来ます。

納税組合は、現在、地域・職場に約四〇〇組合あり、市民のみなさんのご協力を得て円滑に運営されています。

市役所では、健全な納税を促進するため、地域又は職場へ職員が直接出向いて、納税組合への加入と納税組合の設立などについて指導、助言をしております。

納税などについてのご質問、ご相談は、市役所管理部納税課までお申し出ください。

電話 (三) 一一一 一番
内線二〇八番、二〇九番

|| ご存知ですか ||

納税組合制度を ||

納税者



十月

市 県 民 税

国民健康保険税

十一月

国民健康保険税

国民年金

八月届出

おくやみ

宮下 長谷川 みす (64)
守木 富田 ふみ (69)
土橋 身内 あや (58)

若松 五味善市 (60)
国分 池田敏雄 (71)
青木辰雄 (70)
背黒さく (53)
森田よね (66)
飯塚徳次郎 (73)
田島 (79)
東ノ辻 (73)
行里川 (79)

鹿ノ子 市村松男 (67)
杉本光久 (79)
市村惣一 (53)
齊藤れい (75)
宮根貞子 (87)
狩谷とみ (63)
石川 (63)
清司 (63)
(18名)

市民カレンダー

(10月15日～11月14日)

10月

日曜日	行事・相談など	赤い羽根共同募金運動	予防接種・検診など
15 水			㊦ (東地区会館)
16 木			㊦ (市民会館)
17 金	行政相談 (市民会館) 午前10時～午後3時 困りごと相談 (市民会館) 午前10時～午後3時	赤い羽根共同募金運動 (10月1日～31日)	第二期 (午後一時半～二時半) 痘検診 ㊦ 第一期、第二期 ㊦ 第一期再種痘 ㊦ 第二期もれ者 市会館 ㊦ (関川公民館) ㊦ (三村公民館)
18 土	音楽教室 (市民会館) 午前10時～午後3時 ブラスバンドコンサート		
19 日	＜市文化祭＞ 民謡踊り (市民会館) 午前9時～午後4時		
20 月	妊婦教室 (市役所) 午後1時～3時 飲酒運転ゼロの日		
21 火			
22 水			㊦ (市民会館) 10月17日に種痘を受けた者
23 木	交通安全県民大会 (県民文化センター) 午前10時～ 中央婦人学級 (市役所) 午後1時半～4時		
24 金			
25 土	点字講習会 (市民会館) 午後2時～4時 東地区敬老会 (東小学校)		
26 日	＜市文化祭＞ 吟詠詩舞連合大会 (市民会館) 午前9時～午後5時 俳句大会 (市民会館) 午前10時～午後3時半		
27 月	妊婦教室 (市役所) 午後1時～3時		
28 火	石岡地区敬老会 (市民会館)		
29 水			
30 木	飲酒運転ゼロの日		
31 金			

11月

1 土			
2 日	＜市文化祭＞ 茶会 (市民会館) 午前9時～午後3時		
3 月	文化の日・市民体育祭 (石小) 午前9時～午後3時	一般参加	
4 火	市長相談日 (市役所) 午後1時～3時 市長と語る会 (市役所) 午後3時～5時		
5 水			
6 木			
7 金	困りごと相談 (市民会館) 午前10時～午後3時		
8 土	点字講習会 (市民会館) 午後2時～4時		
9 日	＜市文化祭＞ 三曲演奏会 (市民会館) 午前9時 全国俳諧作家大会 (宮農研修センター) ～5時	＜市文化祭＞ いけばな展 (市民会館) 毎日午前9時～午後5時	
10 月	妊婦教室 (市役所) 午後1時～3時 飲酒運転ゼロの日		
11 火	無料調停相談 (市民会館) 午前10時～午後3時		
12 水	税務相談 (市役所) 午前10時～午後3時		
13 木			
14 金	＜市文化祭＞ 美術展 (市民会館) 11/14～11/17		

菊花展 毎日午前8時～午後5時 (11月5日～11月15日)

＜市文化祭＞ (園分寺境内・金比羅神社境内)

フジテレビ放送番組のお知らせ

(きょうの健康あすの年金)

放送時間 午前11:15～11:30 (15分間)

＜放送テーマ＞

10/18(土) 年金融資で住宅資金の貸付を

10/25(土) 国民年金のはなし

ー特別納付ってなあにー

11/1(土) 年金の保養施設を利用しましょう。

11/8(土) 社会保険のご相談はお気軽に社会保険事務所へ

11/15(土) 年金時代を迎えて

ー人口高齢化とこれからの年金業務ー

3才児検診 (市民会館) 午後1時半～3時

＜該当者＞ 昭和50年10月1日～31日までに生れたもの

補聴器の交付 午前9時～12時

上浦市社会福祉センター

婦人科ガン検診

婦人科ガン検診

＜婦人科ガン検診＞

場所 市役所

対象者 35才以上の婦人

検診料 400円

検診時間

12時半～2時半

婦人科ガン検診

インフルエンザ予防接種 (市民会館)

18日 *

19日 *

(東地区会館)

(三村公民館)

(関川)

(高浜)

接い午
種づ後
れれ
間も時
時半